



税など

家屋を取り壊したら
年内に届出を

家屋にかかるとなる固定資産税は、毎年1月1日現在で存在している家屋の所有者に課税されます。

家屋を取り壊していても届出をされず、税務課で確認できていない場合は、平成26年度も引き続き課税されることとなります。

家屋を取り壊した、または未登記家屋の所有者を変更した場合は、必ず年内お早めに税務課へ届け出てください。ただし、年内に登記申請をした場合は届出の必要はありません。

届出に必要なもの
印鑑、遺産分割協議書または売買契約書などの写し

税務課課税第二係 ☎ 34・2113

県税事務所からのお知らせ
個人事業税の納付は納期内に

個人事業税の第2期分の納期限は、12月2日(月)です。

第2期分の納付書で、納期限までに納付してください。

※個人事業税の納付書は、8月に第1

期分と第2期分をまとめて送付しています。

※コンビニエンスストアでの納付やペイジー(パソコン・携帯・ATMからの納付)もできます。

※口座振替もできます。(金融機関で申込)

税務課 桜井県税事務所 ☎ 43・3131

税を考える週間

11月11日(月)～17日(日)は税を考える週間です。今年も「税の役割と税務署の仕事」をテーマに実施されます。

「税務署の仕事」の動画が国税庁ホームページからご覧いただけます。

URL: <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/dougadeniru.htm>



秋の火災予防運動

「消すまでは、心の警報 ONのまま」を統一標語として、11月9日(土)～15日(金)に、全国で秋の火災予防運動が実施されます。秋は、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。火の取り扱いには十分注意し、後始末は確実に行いましょう。期間中、磯城消防署では

消防団や磯城婦人防災クラブ員と合同で、巡回広報や自治会などへの訓練指導を行い、火災予防の啓発を図ります。

町民の皆さんも、もう一度火の恐ろしさを思い起こし、地域や家庭から火事を出さないためにはどうすればよいか考えてみてください。

住宅防火 いのちをまもる

7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

付けてて良かった!

住宅用火災警報器!!

住宅用火災警報器により、助かった事例はたくさんあります。一日も早く、住宅用火災警報器を設置しましょう。

事例紹介

● ベッドで就寝中、布団が落下して蚊取り線香に接触し出火。住宅用火災

警報器の警報音で目を覚まし、布団を台所の流しに持って行き消火した。

● 自宅2階で使っていた古い扇風機が発熱して出火。1階にいた家族が住宅用火災警報器の警報音に気づき、ベランダに置いていた水やり用の水で消火した。

● 2階で就寝中、部屋に設置している住宅用火災警報器の警報音に気づき確認したところ、衣類などから炎が出ていたのを発見。早期に避難できたため、母親と幼児二人にけがはなかった。



11月の納付（普通徴収分）

納期限 **12月2日(月)**

種類

- 固定資産税（第3期分）
- 国民健康保険税（第5期分）
- 介護保険料（第5期分）
- 後期高齢者医療保険料（第5期分）



安全で便利な

口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

※5月からコンビニ納付が可能になりました。曜日や時間を気にすることなく納付でき、手数料も不要です。ぜひご利用ください。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

対象 診療日において、田原本町に住所がある小・中学生
※小学生は平成22年8月診療分から、中学生は平成23年4月診療分から、入院医療費が助成されます。

小・中学生の入院医療費を助成しています

健康・福祉

住宅用火災警報器の購入時にはご注意ください
● 悪質な訪問販売には注意してください。
● 消防署が販売・取り付けをすることはありません。
☎ 磯城消防署予防係 ☎ 33・2461

助成額

- 入院期間が14日未満の場合 保険診療にかかる自己負担額から500円を差し引いた額
- 入院期間が14日以上の場合 保険診療にかかる自己負担額から1000円を差し引いた額
- ※1カ月、1医療機関ごとの助成額です。
- ※高額療養費など健康保険から給付される額を除きます。
- 申請に必要なもの
 - 氏名、保険点数、自己負担額が記載された領収書
 - 健康保険証（入院した人の名前が記されたもの）
 - 印鑑
 - 金融機関の通帳（郵便局は不可）
 - 高額療養費支給決定通知書（該当する人のみ）
- ※医療費が一定額を超えているときは、

先に保険者（使用している健康保険）へ請求の手続きをしてください。
⇒ 請求による申請も受け付けています
次の書類を同封し、住民保険課福祉医療係へ郵送してください。
申請に必要な書類（いずれも写し可）
● 助成金交付請求書 ● 氏名、保険点数、自己負担額が記載された領収書
● 健康保険証（入院した人の名前が記されたもの） ● 金融機関の通帳（郵便局は不可） ● 高額療養費支給決定通知書（該当する人のみ）
※助成金交付請求書は、町ホームページから印刷、または住民保険課福祉医療係から取り寄せることで取得できます。
☎・郵送先 〒636-0392 田原本町890の1 田原本町役場住民保険課福祉医療係 ☎ 34・2096

第5回山辺広域フォトコンテスト受賞作品展示

第5回山辺広域フォトコンテストにおいて、山辺広域圏内の季節感ある「風景」や「行事」をテーマとした写真を募集したところ、総数266点の作品の応募がありました。

日本写真家協会会員や山辺広域行政事務組合観光部会による審査を経て、入賞した16点の作品を展示します。

期間 11月9日(土)～17日(日)

場所 青垣生涯学習センター1階廊下

☎ 産業観光課商工観光係 ☎ 34-2080

Tawaramoto Town Public Relations 2013.11



▲朝霧の唐古（入選）